

平成 22 年 9 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 回目の質問

10 番、八尾春雄です。一般質問を行います。

最初に 1 番目、嘉手納町、宜野湾市の両首長への激励の手紙に関する件でございます。

平岡町長には、基地被害に苦しむ両自治体首長に激励の手紙を出してはどうかとの提案を早速受けとめていただきました。8 月 1 日に両首長さんに発送されたということでございます。

実は、嘉手納町の共産党の議員で田中康栄さんという議員さんがおられますが、それを受けて、私の自宅に直接電話が入りまして、宮城篤実町長が大変喜んでおられるということをお教えいただきました。

質問でございます。

1、両首長から返事はどのようなものであったのか。自治体の首長としての感想はどうか。また、両首長との交流を通じて、広陵町で何ができるのか、あるいは何をすべきであると考えておられるのか、御答弁をお願いします。

その一つとして、例えば普天間第二小学校との交流を進めてはどうかということをごここに書いております。来年の夏休みに、現地の小学生を、児童を広陵町に招いてみたらどうかということをごちょっと考えてみました。こんな計画はどうでしょうか。

3 番目に、9 月 18 日からいよいよ緑化フェアが開始をされます。お願いしておりました非核平和宣言都市の看板でございますが、まだできていないように思っております。あと 10 日もありませんので、ぜひ間に合わせていただきたいなど、こんな気持ちでございますが、実施の段取りはどうなっておりますでしょうか。これが第 1 の質問でございます。

二つ目は、12.8%平均の国保税の改定、値上げに関する件でございます。

1、平成 22 年度国保税支払い期日第 1 回目、これはことしの 8 月 2 日でございますが、この収納実績はどうであったのか。特に支払い不能の被保険者、その額は過去 3 年程度の比較でどのような状況になっているのか、答弁をお願いします。

2、住民からの問い合わせ件数とその内容はどうかであったのか。

3、国が進めようとしている国民健康保険の広域化の進捗状況はどうなっていますか。

4、後期高齢者医療制度の廃止後、年齢で別勘定の仕組みを国民健康保険制度に持ち込むことが国で議論されております。これでは実質的に、後期高齢者医療制度の根幹を残すことになるのではないかと心配をしております。保険者としてどのように認識し、今度発言していかれるのでしょうか。

5 番目でございます。仮称でございますが、こうした大幅な値上げをせざるを得なかつ

たということの根本は、国の施策にやはり問題があるかと思います。国民健康保険会計危機突破広陵町民大会の開催を提案をいたします。国保税の値上げについては、議会では賛否は分かれましたが、国の負担増を求めることについては、本議会もあるいは平岡町長にも特に争いがありません。こういうことを大いにやりたいということで、日本共産党も大いに協力をしていきたい、こういうふうに思っております。

3番目の質問でございます。靴下産業の振興に関する件です。

1、靴下産業にかかわる就労者数、事業所数のここ10年程度の推移はどうか。町として、実態把握ができていますのかどうか。

二つ目、靴下の広陵ブランドの開発はできないだろうか。これまでどのような取り組みがなされてきたのか。実は私、議員に当選をした折、帰省した際に親戚だとか友人にちょっとあいさつをして、広陵町というふうに言ってもなかなか伝わりませんで、靴下の生産が日本一だということで説明をしたら、だれも知らなかったと、こういうことがありましたので、これはやはり知っておいてもらうような取り組みが要るのではないかと、こう思います。

3番目、製造、流通、販売に至るあらゆる局面で、町の応援や振興策はどのように発揮してきているのか。

4番目、靴下まつりの他県での展開、アンテナショップの开店などが考えられないかどうか。こんなことを質問をいたしております。御答弁をお願いをいたします。

4番目でございます。

広陵町社会福祉協議会が提訴されている件でございます。

7月21日の評議員会で、元従業員が原告となり、同協議会が慰謝料請求裁判の被告になっていることが判明をして、このことを平岡仁会長にただしましたところ、この件は評議員会の議題にしていけないという回答でございました。事実、過去1年間の議事録を精査しましたが、この件については何らの記述も見当たりません。

1、6月議会の一般質問に対する回答で、山村副町長がこの案件について答弁していますが、事務方が進めていることを、あたかも同協議会の機関決定のごとく答弁しており、問題があります。機関会議では対応策は確認していないというのが真実なのではないでしょうか。

2、原告に対して、離職前に準公務員としての服務規律違反を問題にしたということでございます。そういうことであれば同様に、町が影響力を持っている団体についても、準公務員としての服務規律違反を問題にするのかどうか。その際、同協議会、社会福祉協議会が定めている社会福祉法人広陵町社会福祉協議会非常勤職員就業規則には、準公務員としての服務規律という定めがないということを踏まえて、御答弁をお願いをいたします。

5番目でございます。

地区計画制度の進捗状況に関する件でございます。当初のスケジュールが相当におくれております。南3丁目と北5丁目は、平成19年12月4日に提出をしておりますので、

この12月には3年になろうかというロングランになっております。

1、6月議会以降において、町原案に対して新たな異論を唱える関係者があったのかどうか。あれば、その中身を教えてください。

2、地元自治会と綿密な調整を行い、町原案を進める立場で異論を唱える方に対応していただきたい。関係者の意見交換を行う場合であっても、次のステップを明確にして、ただ時間が浪費されることのないようにしていただきたい。

3、今後どのような計画を進める予定なのか、御答弁をお願いいたします。

第1回目の質問は、以上でございます。

平岡町長 1回目の答弁

ただいま八尾議員から御質問がありました事項について、順を追って御説明を申し上げます。

まず、初めの嘉手納、宜野湾市の両首長への激励の手紙を差し上げました。いろいろと御提案をいただき、御質問をいただいています。答弁として、普天間基地を抱える宜野湾市と嘉手納空軍基地が町の83%を占める嘉手納町のそれぞれの首長に激励の手紙を送付いたしましたところ、嘉手納町長様から、嘉手納飛行場から恒常的に発生する航空機騒音や悪臭が町民生活に多大な影響を及ぼしている現状と、諸問題解決に向けて基地所在地方自治体と連携を強めながら、粘り強く取り組んでいきますとお礼の返事が届きました。本町におきましても、昭和60年に非核兵器平和宣言を行い、また平成22年2月からは平和市長会議の加盟都市として、核兵器のない平和な世界の実現に向け取り組んでいるところであり、今後はお互い交流を深めながら、平和行政推進のため取り組んでまいりたいと考えます。いろいろな交流によって、沖縄の事情を勉強するという御提案をいただきましたが、今後交流により、成果をあげている自治体に学んでいきたいと思っております。

非核兵器平和宣言の町の表示につきましては、よろこ靴下のまち広陵町への歓迎看板5カ所及び各公共施設に掲示を行っておりますので、御報告いたします。

次、2番でございます。国保会計に関する件でございます。まず収納状況をお尋ねでございます。お尋ねの国保税の収納実績につきましては、改正の趣旨を多くの方々に御理解をいただき、収納率が向上しております。過去3年間それぞれ第1期分の収納状況の比較でございますが、当初課税総額に対する収納額の比率をもって申し上げますと、平成22年度で18.1%、平成21年度は15.95%、平成20年度は11.99%となっております。具体的な数字を申し上げますと、平成22年度は約7億2,000万円の調定額に対しまして、8月10日現在で1億3,000万円余りの納付をいただいております。口座振りかえを利用いただいた方が6割弱でございます。また、最高限度額を含め、前納いただいている方が多数おいでになり、300名をはるかに超えております。昨年より導入いたしましたコンビニでも、40名以上の方が前納いただいております。

平成21年度は、約6億3,000万円の調定額に対しまして、8月7日現在で1億円

余りの納付をいただいております。口座振りかえを利用いただいた方が7割弱でございます。前納いただいた方は230名を超えております。

平成20年度は、約7億円の調定額に対しまして、8月4日現在で約8,500万円の納付をいただいております。口座振りかえを利用いただいた方が7割弱でございます。前納制度いただいた方は230名を超えております。前納制度導入は平成21年度からとなっておりますので、20年度につきましては前納者はございません。

次、2番の国保税の住民からの問い合わせ状況はどうかという御質問でございます。今年度、保険税率を改正したことから、窓口や電話等による問い合わせで相当混乱することが想定されましたので、担当部署には窓口体制を整え、説明に当たってはわかりやすく、丁寧に対応するよう指示していたところ、大きなトラブルもなく、例年の問い合わせ件数と比べても大きな変化はありませんでした。これについては、税率改正について議会で御承認をいただいた後、納税通知書発送までの間に繰り返し広報等で改正内容をお知らせし、住民の皆さんに御理解をいただいた結果と思われまます。

平成22年度国民健康保険税の当初課税に関する問い合わせ件数は、窓口63件、電話が166件の合計229件となっています。問い合わせの内容は、第1に、前年所得と比べて同じまたは減っているのに、税額が上がっているのはなぜなのか。第2に、税額が大きく上がっているのはなぜなのか。この二つで200件余りであります。残り29件余りは、ことし税率を改正した理由は、またこれまで改正してこなかった理由は何なのか、減免、減額はできないのか、分割で納付することはできないのかとの問い合わせでした。問い合わせに関する説明は、前年と比べて所得に変更があったのか、被保険者数に変更がなかったか、軽減に変更があったか、町の減免規則に該当するかなどを確認しながら、税率改正に至った理由や改正内容、健康づくり対策、収納率の向上、滞納者対策などについても説明を行いました。また、分納、減免に関する相談に当たっては、相談者の生活実態、状況を詳しくお聞きした上で、減免の可否、納付の方法について、個別具体的にお話をさせていただいております。その結果、大半の皆さんに御理解をさせていただいたものと思っております。

次に、国保税の改定等に関するところで、国が進めようとしている国民健康保険の広域化の進捗状況はどうかとお尋ねでございます。答弁として、国民健康保険の広域化については、後期高齢者医療制度の制度検討とあわせて、医療制度改革の中で一体的に検討されており、市町村国保から都道府県単位化に向けて国が設置した高齢者医療制度改革会議で協議されているところです。8月20日の中間取りまとめでは、市町村国保を一気に都道府県単位化することは難しいとして、一定年齢以上の高齢者と若年層を区分して運営し、新制度をスタートさせる平成25年度段階では、高齢者は都道府県単位での財政運営とし、その後いずれかの時点で現役世代が加入する国保も、市町村単位から都道府県単位化する2段階実施を描かれています。都道府県単位化の進め方として、合意できた都道府県から広域化するというものと、全国一斉に広域化するという二つの考え方がありますが、厚生

労働省の考え方は、可能であれば全国一斉が望ましいとされています。ただ、都道府県単位化に移行しても、都道府県がすべての事務を行うのではなく、市町村もそれぞれ一定の役割を担って、共同で運営することになります。財政運営、保険給付、保険料の賦課徴収、資格管理、保険事業などの事務分担が大きな検討課題になるという見通しが示されています。いずれにしても、明確に申し上げられない状況であることを御理解ください。

次に国保税につきまして、後期高齢者医療制度の廃止後の問題点を申されています。答弁として、後期高齢者医療に関しては、制度発足当初に保険の名称や年齢で区分する制度の可否、年金からの特別徴収すること等のさまざまな御意見があり、現政権与党である民主党のマニフェストに廃止がうたわれたのであります。廃止後の新制度については、国の高齢者医療制度改革会議において、長期的、安定的な制度設計を検討されているところです。このたびの中間取りまとめでは、多くの高齢者が市町村国保に戻ることになります。後期医療制度では、従前の市町村国保の保険料格差、5倍を2倍に縮小させ、7割の世帯で保険料が減少しましたが、このたびの制度改正により、この逆のことが起きることのないよう、広域運営のよい点であった県内市町村一律の保険料率を適用し、都道府県単位での運営を検討されています。

御質問では、保険者としてどのように認識するかということですが、改革会議において制度設計を検討されている途中であり、最終的な制度の全体像、また財政支援の措置等も見えないことから、今後の動向を注意深く見守っていきたいと考えております。

次に、国保の会計危機突破広陵町民大会（仮称）の開催をしてはどうかと御提案をいただいています。答弁として、国民健康保険の根幹をなす国民健康保険の置かれている状況について、住民の皆さんに知っていただくよう、これまで以上に広報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。私は、他の首長と連携し、または単独であらゆる機会を通じて、国において適正な負担をしていただけるよう要望しております。議員の皆さんにも、その後押しをお願いいたしたいと存じます。御提案の町民大会が実効性あるものと判断できるときは、ぜひ御協力をお願いいたしたいと存じます。

次、靴下産業の振興に関することで、4件の御質問、御提案でございます。

靴下産業の振興に関する件でございますが、靴下産業にかかわる就労者数は商工会の推計数値で約800人とされています。事業所数は商工会の靴下組合加盟社が56社で、非加盟を合わせると約90社となっています。また、ここ10年の推移では、平成13年に約160社がありましたが、70社が廃業となっている現状であります。

次に、靴下の広陵ブランド開発についてでございます。平成7年に商工会を中心に研究された経緯がありますが、販路の構築が難しく、実現することはできませんでした。一方、広陵産の綿を靴下に織り込むための綿の栽培にも町として応援をしており、町ブランドづくりの一つの方策ととらえております。

また、靴下生産量日本一のPRについては、町内5カ所にPR用看板を設置し、2カ所に靴下PR看板を設置しております。あらゆる局面での振興策や他県やアンテナショップ

については、県商工観光館内でふるさと特産コーナーやグリーンパレスでのエアランド、元気村のアンテナショップでの充実を支援し、商工会との連携充実を図ってきています。また、東京の全国商工連盟のむらからまちから館での出店や美浜町との交流事業の中で取り組んでいただいているところです。徐々にその成果もあらわれ始めています。さらに、緑化フェアもビジネスチャンスととらえ、大いにPRに努めてまいります。

次、社会福祉協議会が提訴されている件でございます。

1番の質問でございますが、私が7月21日の理事評議員会で申し上げたことは、議員御指摘のとおり、議案とはしておりませんが、状況報告をいたしております。副町長が6月議会で申し上げましたのは、訴訟費用について社会福祉協議会予算として計上、承認されているということでございます。

2番の質問ですが、社会福祉協議会は広陵町と一体不可分である組織であり、事務所、事業所が役所内にあることから、町民から見られてそこに働く職員は公務員と同様であるということでもあります。議員が申されている町が影響力を持っている団体についても、町民の視点から判断しなければならないと考えております。

最後の質問でございます。地区計画制度の進捗状況についてお尋ねでございます。

まず、馬見北5丁目につきましては、7月に地権者15名の連名による要望書が出されております。内容は、ゾーンを分けて、幹線沿いの土地は地区計画の区域から除くこと、ハイツについては現行どおり建築可能とすることというものです。

次の②でございますが、地区計画は利害関係者の意見を十分反映して、合意形成が図られる範囲内で、各種制限を定めるものです。よって、そういう趣旨からも、地区計画による制限は財産権の侵害に当たらないと解されているものであり、関係者の意見交換による合意は、地区計画の根幹をなしていることから、合意が整うまで調整を行っていきたいと考えます。

次の③の予定でございますが、馬見南3丁目は現在、県事前協議を行っているところでして、その協議が整いましたら一般縦覧をし、町都市計画審議会を経て県知事同意の後、町において都市計画決定、そして条例案を議会に上程させていただくこととなります。馬見北5丁目につきましては、双方の意見調整の会議などを行いながら原案を固めてまいりたいと存じます。以上のとおりでございます。

八尾2回目の質問

答弁ありがとうございました。第1の嘉手納と宜野湾市の首長への激励の手紙の件でございます。先ほど、嘉手納町長のお話をちょっと紹介をいたしました。県内の議員だとか、あるいは県内の平和運動団体などからも、新聞に発表されましたもので、私のほうに問い合わせが来ております。余り例がなかったということなので、議員はそれでは我が町でもそういうことを町長さんをお願いしたらどうかというようなことを言っておりました。ですから、一つのきっかけになって、そういう流れが地方自治体のところでも、やっぱり町

長が苦勞しているということがちょっとでもわかるとそういう動きになるので、そういう方向をまた町長もぜひ進めていただきたいなど、こんなふうに思っております。

具体的な中身について、何をどうするという答弁は特にありませんで、看板は設置しましたと、5カ所と公共施設に掲示を行っておりますと、どこにどういうふうに設置していただいたのか、私全部チェックしてませんから歩いて回りたいと思いますけれども、そんなに大きくなくても、ちゃんとそういうことを発表しているということが大事でございますので、ぜひそういう活動も地に足つけた活動として私も協力をしてまいりたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

それで、小学校のことをちょっと具体的に書きましたので、その点を質問をちょっといたします。

夏の高校野球で優勝した興南高校の島袋洋奨さんという投手ですね、春、夏連続優勝をされた、この方が実は別の報道がありました。彼が小学校6年生のときに、沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落するという事故が発生して、そのとき小学生の代表として米軍基地をなくして、安心して生活できる環境にということを宜野湾市の市民大会で皆の前で訴えた。小学校6年生のときだそうです。私は、この小学生を招いたらどうかというふうに考えた一つのヒントは、実は旧ユーゴスラビアの高校生だったと思いますが、ボスニア・ヘルツェゴビナというところから何人かを日本に招いて、暮らしてもらったそうです。そうしたら、その人たちは帰りしなにどういう感想を述べたかということ、日本という国は不思議な国だというふうに言ったそうであります。なぜ不思議な国なのかと尋ねますと、爆弾も破裂しなければ、飛行機も飛んでこない、これが平和というものなのかと。自分たちは生まれたときからずっと爆弾と殺りくの中において、本当に驚いているということを言い残して帰られたそうであります。ですから、私は小学生にこだわりませんが、現地の方に広陵町に何人かでも、何日かでもいいですから来てもらって、それで交流を進めて現地がどういうふうになっているのかということをお私たちが知るということがまず第一の、1番の応援になるんじゃないかと、こんな気持ちを持っているわけです。平和教育で広島原爆投下の実相を学ぶということも、これまで広陵町は熱心に取り組んできたわけですが、現下でいつ何どき飛行機が落ちるやわからんということで、避難訓練もしているような学校ですから、それを何とかしたいという思いはあるんですけれども、とにかくその人たちの気持ちを理解するということをまずやったらどうかと、こういうふうに思っておりますが、その点どうでしょうか。もう少し踏み込んだ御答弁をお願いしたいと思います。

平岡町長 2 回目の答弁

日本は被爆国でございます。世界に訴えなければいけないと思います。広島、長崎にお願いするだけでなく、我々もやっぱり力添えをして頑張らなければいけないと思います。特に戦争の知らない、体験を知らない、そういう若い世代に学びが大切だと思います。我々

そういう認識に立っておりまして、いろんな方面に実現できるよう、実施をできるよう頑張っていきたいと思っております。

八尾 3 回目の質問⇒八尾 2 問目の質問の 2 回目

そうしたら、具体的なやりとりができませんので、また十分に検討していただいて、研究していただいて、地に足据えたそういう活動をぜひ進めていきたい、私も大いに協力したいなと思っております。

二つ目の国民健康保険の問題に移りたいと思っております。

8月2日の状況は報告されたことを認識をいたしますが、広陵町の町民は協力的であります、数字から見る限り。それで、私、何人かの方にお尋ねをしましたら、一つは不安な声を言っておられたのは、最初だからこれだけ上がったので、最初だからとにかく払えるうちに払うとかなあかんがなということ、お金を集めて払ったと、こういう方がありました。ですから、1回で払われて私もびっくりしましたが、73万円払われた方が何人かあったそうですけれども、そういう人たちの気持ちが、我が町の国保が破綻するわけにいかないんだという気持ちから出ていることでもありますので、情報の提供だとか、丁寧な説明というのをやっぱり引き続きやっていただきたいなというふうに思っているわけです。

それで、広域化の問題について、町長はまだ具体的に意見を申し述べる状況にないんだということを言われましたが、実は大分かなりのことを言っておられるように思います。私、手元に国民健康保険中央会というところが発行してる国保新聞ってあるんですが、担当部局でも購読されてるんじゃないかと思っております。ここで国の動きなどが非常に詳細に報道されておりますので、中身についてはわかりますが、実はその国保の広域化の出発点がどこにあるのかというと、後期高齢者を廃止するということの後でどういう体制をつくるのかと、こういうところから発してるんですね。今、1,400万人の後期高齢者の被保険者の方がおられて、計算によれば1,200万人が国保に、200万が被用者保険、協会けんぽとか共済組合のほうに移るという計画になるようであります。しかし、これは後期高齢者医療制度が年齢で差別するという、この仕組みを引き続き国民健康保険の中に残すという、廃止とは名ばかりで、実態は変わらないというようなことだってあるんじゃないかと。この点、せっかく民主党が野党の時代に他の政党にも呼びかけて、共産党も協力して廃止をしますということを経済院で決めたという経過もあるのに、せっかく政権とったら、手のひら返したように実態は変わらないようなやり方すると、そんなやり方というのはちょっと政治に対する不信も招くだろうし、これはだめですよということを広陵町の国保の被保険者の代表者として明言をしていただく必要があるように思いますけども、その点どうでしょうか。

平岡町長 2 回目の答弁

私は今、国保連合会の副理事長という、大変奈良県でも重い立場をいただいております。

こうした団体を通じて頑張っているところでございまして、各首長さんも皆さん国保制度の改革について注目をしているところでございます。いずれにしても。やはり我々は町民のための政治をしているんですから、町民の不利益にならないように、町民の健康を守る持続可能な国民健康保険制度を構築していただくと、これが基本でございまして、しっかりと県や国に対して物申す、そんな首長で、また組織体で頑張っていきたいと思っております。

八尾3回目の質問

今おっしゃっていただいた中身をぜひ具体的に進めていただきたいなど、こう思っております。

それで、答弁の文面では、こういうふうにかきざるを得なかったんだらうとは思いますが、特に大きな問題がなかったというトーンで書かれております。問い合わせも200件を超える問い合わせがあったけれども、金額がどうであったのかということであって、そんなに緊張したけれども問題がなかったというトーンで書かれておるわけです。ところが実態は、先ほど申しましたように、最初のところだから、とにかくお金かき集めて入れとかなという人があったり、それから私の友人では、電話は一切していないけれども、こんなにひどい値上げがこういうふうに決まるとは本当に心外であるということで、相当に怒っておられました。前に、もう退職されましたけど、教育委員会の事務局長の方が常任委員会の中で、たしかサイレントマジョリティなどという言葉が使われて、声は出していないけれども、民意の中心が一体どこにあるのかということを知りて行動すると。だから、一言で言いますと、町の回答では、私非常に鈍感だと思います。200人も超えるような方がわざわざ役場に問い合わせをするなどということは、本当に大変なことだと。後期高齢者医療制度に移ったときも、私の掛金は幾らになるんですかという問い合わせが主だったという報道ありましたけど、あれだって300人を超えるような、たしかそうだったと思いますね、人がわざわざ問い合わせをするということになってるわけで、中には体で出向いて金額を教えてくださいという方だってあったんだらうと思います。そういうことを察知してるから、現場の課長さんは、私どうするんですかというて聞いたら、いや、送付して届くあたりから1週間ぐらいはちょっと待機しますと、こういうことを言っておられました。町長もそういう指示を出されたんじゃないかと思っております。電話かかってつながらんようなことでは責任果たせないから、ちゃんとおれということを示されたんだらうと思います。それは、責任の果たし方としてはそうだと思いますけれども、気持ちはだれものぞんでそういう値上げをするわけじゃないんだけど、やっぱり町が保険者でやった話だし、そこらあたりの敏感なところをぜひ実感をしていただいて行動する必要があると。国民健康保険危機突破の大会を開いてはどうかというのも、実効性があるかどうかで判断したいという答弁でございましてけれども、これは今、町長がおっしゃられたように、その決意のほどを皆さんの前で披瀝していただくと。たくさんの方に集まっていただいて、例えば私、体育館だったら1,000人ぐらい入るんじゃないかと思っております。各地域の方

に、いろんな方をお願いをして、短時間でもいいですから国保の現状はこうやと、町長としては、見解ちょっと違いますけどね、やむを得ずこういう値上げ案を提案せざるを得なかったけれども、本当に断腸の思いでやってることなんだと、ぜひ応援をしてもらいたいと、国がこれまで5割の負担金してたのを、20年前は5割あったのを今半分にしたと、もう地方自治体が大変なことになっておるんだということを切々と訴えられたら、町長の株も少しは上がるのではないかと、私はそう思います。別に株を上げるためにそんな大会をやるわけじゃないですよ。けども、我が町はいろいろ経過はあっても、賛成、反対割れたということがあっても、心一つにしてやってるんだということであれば、またそれなりにマスコミも注目するだろうし、他の自治体でもなるほど、広陵町はいいことやっというところで、自分のところでもそういう取り組みができないかどうかということで波及をしていくのではないか。副理事長という要職にあるという方の町の取り組みですから、そういうことをぜひやろうではないかということ言うていただけませんか。どうですか。

平岡町長 3 回目の答弁

国保危機突破の広陵大会を催してはどうかと、すごい後押しをしていただいているところまでございまして、我々も11月ですか、国民健康保険の全国大会がございまして。12月2日ですね。これは、国保の全国の首長が集まりまして、国に総決起大会をするという催しでございまして。既にこの予定がまいました。それぞれ各都道府県単位でどのような対応をするか、今考えているところまでございまして。私もこの大会には常に参加をしております、それに対してまずそれまでに各市町村がどうのように機運を盛り上げて、国を動かすか、国の心を変える、それぐらいの力強い体制が必要かと思っております。ぜひその催しをさせていただくときは、どうぞ皆さん方のお力をちょうだいしたいと思います。私もその意気込みには燃えておりますので、よろしく申し上げます。

八尾 3 問目の質問の 2 回目

それでは、12月2日前にぜひ広陵町の町長を、我が町の意見の代表する方として送り出し集会もかねまして、ぜひ危機突破の大会を開くようにまた段取り、計画をお願いしたいと思います。

次に移ります。靴下の問題でございまして。

靴下の問題は、私も何とかしなければいけないと思いつつ、なかなか取り上げる機会がありませんで、調べていくに従ってだんだん苦しくなってきました。あちこちで廃業が続いておまして、工場が動かなくなって、しばらくすると更地になって住宅地に化けるといことで、本当に心痛む話であります。このときに答弁で、以前商工会と相談したことがあるんだというふうにありましたが、アンテナショップにしても、いろんな活動にしても、もう少し宣伝を上手にしていだけないかと。他県で広陵の靴下まつり、靴下市、販売促進会、そういうのを一つでも二つで県に出向いて、趣旨を説明をして、協力をして

もらえないかということで具体的に段取りを組んで、なるほど、広陵町が靴下の町なんだなど。私、家のおやじも含めて説明をすると、靴下が届くときには、それこそいろんなメーカーの名前はわかるんですけど、ソックスの名前はわかるんですけど、広陵はやっぱり出てこないと言うんですよ。けども、実際におまえが広陵に行ったということで、これはせがれが行つとる町だなということで、近所にもまた言えるだろうというようなことも言うておりました。例えば、今治というふうに言われると、私ピンと、タオルだなと、こういうのがすぐ浮かびますね。広陵と言われたら、靴下だなということをやるためには、そういう他県ですね、町内で何ほ看板出しても、町内の人はよく知ってるわけですから、よその県へ出かけて行って、その町の逆に今度は特産物も広陵町で紹介したいんだと、どうですかというやりとりを例えば商工会の方、それから町の産業奨励の担当者などがよく相談されて進める必要があるんじゃないかと。今回決算ですから、決算と予算の数字も見ましたんですけども、実際に町の職員が一体このことでどんな仕事をしてられるのかわからないんですよ。目に見えてこない、のってこないんですね。だから、具体的にそういうことを検討してみるというか、そういうことをぜひお願いしたいと思うんですが、どうですか。

吉村部長の2回目の答弁

お答えをいたします。おっしゃるとおり、商工会を中心にこれまでは全国のいろんな催しで広陵町の靴下のPRをしていただいております。我々担当者が商工会とともども出向いてというのは、なかなか町外の場合は難しい問題がございました。たまたまことしお誘いがございまして、これは大阪の泉佐野市のほうからのお誘いでございます。御町は靴下の生産日本一ですね。実は、平成21年からナンバーワンフェスタというのを大阪府あるいは和歌山の自治体と取り組みを始めたんですと、広陵町もいかがですかという提案がございまして、早速、当然庁内部でも協議をした上で商工会と協議をさせていただきまして、ことしの10月24日に関西国際空港の駐車場の横のイベント広場で近畿、そして四国、合わせまして18団体のナンバーワンフェスタというのが第2回目開催されます。広陵町も商工会と町が協力し合っこれに出て行きたいなということで、今担当のほうで準備を進めているところです。我々もやはり、今御指摘のように、靴下のまち広陵でございますので、靴下のシステムといたしますか、販売網とかいろんな問題はあるものの、そういったことも含みながら、勉強しながら今後町の商工振興に、靴下だけではなしに取り組んでまいりたいと思っておりますので、応援をよろしくお願いいたします。

八尾3回目の質問

靴下メーカーの社長さんとちょっとお話をする機会があったんですが、どんな話かというと、それぞれの系列の大きな企業に納品してるので、浮気をするとにらまれるというんですね。そんな話がやっぱりありました。それから、小売店を持っているところと取引ある

けれども、私らなんか通常考えてると、そこの会社に何ぼ入れてやいうたら納品しますわな。ほんなら、そこの店が並べたらいいと思うんですけど、今そういうふうになってないというんですよ。どこそこの店に、この種の靴下を何足、何月何日の何時までに納入せよというて、持って走らなあかんというわけですね。だから、日曜日とかは事実上ないときがあるそうです。これはやっぱり流通の中で製造メーカーと、それから流通のところとが力関係で、流通のほうが大分勝ってる関係があつて、製造メーカーが苦しんでいると、こういうことがあるので、それはやっぱり製造メーカーのところをどうやって応援するのかと。浮気と言われて攻撃を受けるかもしれませんけれども、広陵町が例えば音頭とるんやったら、町の発展のためにうちの会社もぜひ協力したいと思って靴下を出してるんやと、その点は了解してちょうだいよということであれば、まだ言いわけだってできるわけですから、そういうのを少しずつやっぱり努力して取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけどもね。だから、もう少し町のほうが音頭をとると。現地の方の相談を受けるということじゃなくて、音頭をとるということをぜひやっていただきたいと思うんですが、その点どうですか。

平岡町長 3 回目の答弁

町がしっかり音頭をとれということでございます。私はいろんな出張先で名刺がわりに差し出すんですが、おたくのどんな靴下はいておられますかいうて、まず靴下を見せてもらってます。その靴下、実は広陵町でつくってるんですというように言ってるんですね。ある町内の会社では、靴下を私、買わせていただきますとラベルに、この靴下は靴下生産日本一のまち広陵町でつくりましたと、こういうように書いてるんですね。皆さんもこのように宣伝してくださいよと、靴下のまち広陵で靴下、靴下と、それは悪い靴下ありませんよというイメージを皆さんに進めていただくように、せんだつての靴下組合の総会で私、その見本を見せました。ただ、大手の商社の言いなりでつくってる人は、そんなラベルつくれませんね。しかし、私の町内で関東へ送ってる人ですが、広陵町を広く宣伝をさせていただいて、広陵町という名前が靴下の品質を高めるんだと、このようにおっしゃっておられました。皆さんもそのようにやっていただいて、中国産品を広陵町の靴下や言わんとしつかりと進めていただきたい。

ちなみに、せんだつての宇宙飛行士、スペースシャトルで宇宙へ飛びました。あの飛行士がはいている靴下は広陵町の靴下なんですね。これは、株式会社岡本さんがアメリカで実験をしてるんですね。我々そのことも宣伝してるんですが、本当に広陵でつくった靴下かどうかわかりませんが、岡本さんは広陵町の本社でございますので、今大阪へ移られましたが、生産の拠点は広陵町でございます。こうして、宇宙にまで飛んでいるまちの靴下だということを大いに宣伝をしているところでございます。メーカーの皆さんもそういう意識で取り組んでいただければ、私は広陵町がもっと大きく飛躍発展をする援護射撃が我々ができるのではないかと、PRをしているところでございます。いい御提案をいただ

ければ、どんどん採用して、業界に申し上げていきたいと思います。

八尾4問目の質問の2回目

4番目の質問でございます。社会福祉協議会が提訴されている件でございます。

私、ことしは厚生建設委員長を拝命をいたしまして、あて職で社会福祉協議会の評議員ということになりまして、それも議長をやりなさいと大役を仰せつかったところでございます。それで、議長を進める際には、1年間どんな議題があったのかということを確認はしたいと思って、議事録も見せていただいたら、この件が、裁判のことがさっぱり載っていないということで質問をしたところですよ。

予算は通ってますよと。それを副町長は言ったんですよということですから、ですから裁判そのものに対して、相手の側の言い分が間違っているのだから闘いますよということを確認したのではないということをお認めになったということだろうと思います。そのことを私、明確にする必要があろうと思ひまして、議事録ができましたので署名捺印をしてくださいという事務局から連絡がありましたので行きましたら、町長に質問して、議題にしてませんというところが入ってないんですよ、脱漏してるんですね。載ってないんですよ。議事録いうものは、事実をそのとおりに書いてもらわんと議事録にならんと、それちゃんと書いてくれ、こういうふうに言ったわけです。もし進んでないんだったら、もうはっきりさせなあかんから、今回こういう形で出しましたですけど、8月30日の一般質問の通告書の提出の前日に、名前言って申しわけないけど、畠山課長に確認したら、まだ調整中ございまして、今録音をこっちで起こしておりますということ言っているわけです。だから、それは明確に予算が通ったんなら通ったんで認識はしますけれども、このことについて相手の言い分がおかしいから闘うわけだから、なぜおかしいのかということちゃんと理事会なり、評議員会で明確にして、そのことで理解をしてもらって対応すると。あとは通常の、日常の業務は事務方がするでしょうけど、そういうやり方でなければ、やっぱりまともなやり方ではないんじゃないかというふうに思いますが、その点、機関会議での方針確認はしていないというふうに認識をしますが、その点ではどうですか。認識合ってますか、違ってますか。

副町長2回目の答弁

ことしの3月の予算の審議をする理事評議員会で、正式に議題としてあがっていないことは事実でございますが、そのときも訴訟の内容については説明はさせていただいております。会長であります町長も、理事の皆さんと意見交換もさせていただいて、会議の場ではございませんが、協議をさせていただいて、方針を相談を申し上げております。

7月21日の理事評議員会の中でも、議題とはなってございませんが、八尾議員も御質問いただいた上でございましたが、状況を御報告申し上げているところでございます。今後もそのことを踏まえまして、対応をしっかりしてまいりたいと思いますので、よろしく

お願いをいたしたいと思います。

八尾 3 回目の質問

ですから、例えば広陵町議会が、議長が閉会と言うたら、その後何を話しても個人的な会話になりますやろう。だから、残ってくださいやうって言うたって、そんな話通りませんで。そのことともう一つは、準公務員に扱うんだというような内容で答弁がありましたけれども、本人が年休を取得した間の活動について言うておられるということでございます。当初、身分確認の裁判かと思いましたが、そうじゃなくて、慰謝料の請求になってまして、ちょっと経過がよくわからんところがあるんですけども、私は年休を取得してということであれば、年休期間中の活動というのは、それは自由にやってしかるべしと。ただし、公務員であれば当然守らなきゃいけない点があるんやったら、就業規則にそれをきちんと盛り込んでおかなかつたら、事業主としては失格になるんじゃないですか。それ、就業規則に何も書いてないんですよ。その点どうですか。

副町長 3 回目の答弁

政治活動についての就業規則に明確に表示はされていないということは事実でございます。ただ、社会福祉協議会の職員としてふさわしくない行為というところで、我々も公務員と準公務員といえます。先ほども町長が答弁で申し上げましたように、役所の中にあつて、役所の職員と一緒に同じ目的を持って仕事をしていると。町民の方から見ますと、公務員と同じという認識でございますので、そのあたりで注意を申し上げたところでございます。

今回は、その注意を受けて、みずから退職の意思を示されたということで、年次有給休暇が残っておりましたので、その年次有給休暇分も手当として換算をして支払うということで、御本人から休暇願い改めて提出の上で、その精算もさせていただいております。町としては自主退職と、社協としては自主退職と判断をいたしておりますが、相手方さんは解雇されたというところで主張が平行線をたどっているというところでございます。

状況は以上でございますが、就業規則の点においては、町も社会福祉協議会だけではございませんので、そのあたりはしっかり雇用のときにも申し上げておりますし、今後規則の面においてもしっかり整備をしておきたいというふうに思います。

八尾 5 問目の質問の 2 回目

地区計画のところ時間が足らなくなってきましたが、一つだけ申し上げたいと思います。

町がつくった原案なんですから、この案でいきたいんだと。ついては、何月何日にはこういう話し合いをしたいんだと、あるいはこういう提案が出てるんだということをもっと機敏に発信してもらわなかったら、自治会長だとか担当の住民が問い合わせして初めて、じゃあそうしましょうかと、よっころしょと腰を上げてましてやってるような感覚なんですね。それは全然立場が違うんです。町の原案になってるんだから。原案はどうですかとい

うことをもっとやっていただく必要がありますけど、そういう点、努力が不足してるんじゃないかと思えますけど、どうですか。

吉村部長の3回目の答弁

いろんな見方はあろうかと思えますけれども、担当のほうでは精いっぱい県とも調整をしながら進めているというのが現状ですので、自治会の側からごらんになると、今八尾議員おっしゃるように、腰が重いというように受けとめていただいているようではけれども、やはりこういう問題は地に足つけて、がぶり寄りじゃなしに、しっかり話し合いをして、先で問題の起こらないように整理をしていく必要があるということを確認しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上で、八尾君の一般質問は終了しました。

しばらく休憩します。